



平成 25 年 7 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社ヤマウラ
代 表 者 名 代表取締役社長 山浦速夫
(コード番号: 1780 東証・名証 第一部)
問 い 合 せ 先 専務取締役管理本部長 中島光孝
電 話 番 号 (0265)81-6070

単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、単元株式数の変更および定款の一部を変更することについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、投資家の皆様にとって、より投資しやすい環境を整え、当社株式の流動性の向上と個人投資家を中心とした投資家層の拡大を図るためです。

(2) 変更の内容

単元株式数を500株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成25年10月1日(火)

(4) 望ましい投資単位の考え方について

単元株式数を100株に変更することにより、東京証券取引所の有価証券上場規程第445条に定める、望ましい投資単位の水準5万円以上50万円未満を下回ることが想定されますが、当社といたしましては、引き続き企業価値を上げるべく、業績の向上、業容の拡大に取り組み、望ましいとされる投資単位の水準への移行及びその維持に努力して参ります。

(ご参考)平成25年10月1日をもって、東京証券取引所における売買単位も100株に変更されることとなります。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものであります。

(2) 定款変更の内容

(下線部は変更部分)

現行定款	変更案
第2章 株式 第8条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>500株</u> とする。	第2章 株式 第8条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

(新設)	<u>附則</u> <u>第8条の変更は、平成25年10月1日をもってその効力を生じるものとする。なお、本附則は効力発生後、削除する。</u>
------	--

以上